

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出一覧（労働者）

（敬称略）

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
1	令和7年9月8日	労働者	静岡県労働組合共闘会議 静岡県中部地区労働組合会議 静岡県ユニオンネットワーク	代表幹事 鈴木 英夫 ^他
2	令和7年9月10日	労働者	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
3	令和7年9月10日	労働者	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
4	令和7年9月10日	労働者	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
5	令和7年9月10日	労働者	全国福祉保育労働組合 静岡地方本部	執行委員長 長谷川 純子
6	令和7年9月10日	労働者	全国自動車交通労働組合総連合静岡 地方連合会	執行委員長 松下 靖史
7	令和7年9月10日	労働者	J M I T U 通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
8	令和7年9月10日	労働者	金融産業労働組合 東海支部 静岡 ブロック	代表 松井 美智子
9	令和7年9月10日	労働者	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
10	令和7年9月10日	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
11	令和7年9月10日	労働者	国鉄労働組合 静岡地方本部 静岡 浜松分会	執行委員長 柴田 研悦
12	令和7年9月10日	労働者	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
13	令和7年9月10日	労働者	静岡県西部地区労働組合連合	議長 堀内 慶一
14	令和7年9月10日	労働者	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
15	令和7年9月10日	労働者	静岡県労働組合評議会・パート臨時 労組連絡会	代表幹事 菊池 仁
16	令和7年9月10日	労働者	全日本年金者組合静岡県本部	委員長 塚平 勝司
17	令和7年9月10日	労働者	新日本婦人の会静岡県本部	会長 田中嶋 直子

最低賃金審議会の意見に対する異議の申出一覧（使用者）

（敬称略）

	提出年月日	労使の別	名 称	代表者
			申出なし	

2025 年 9 月 8 日

静岡労働局 局長 國分 一行 殿

静岡市葵区黒金町 55

Tel 054-292-4121

fax 054-292-4122

静岡県労働組合共闘会

代表幹事 鈴木 英

静岡県中部地区労働組合会

共同代表 鈴木 正

静岡県ユニオンネットワーク

代表 小澤 洋

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1,097 円とすることに異議を申し出、最低賃金 1,500 円以上の大幅な引き上げを行うよう再審議を要求します。
2. 全国一律最低賃金制度の実施を要求します。
3. 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め全面的に公開することを要求します。
4. 発効日が 11 月 1 日となっていますが、昨年どおり 10 月 1 日とすることを要求します。

【 理 由 】

- 1 中央最低賃金審議会は 8 月 4 日、2025 年度の最低賃金（時給）を全国加重平均で現行の 1055 円から 63 円引上げ、1,118 円とする目安額を答申しましたが、私たちは示された目安額が低賃金労働者の処遇改善に資するものではなく、むしろ、この国の低賃金構造、格差構造を温存する答申であると言わざるを得ません。

現下の情勢は、物価高騰に賃金の上昇が追いつかない現状が続き、実質賃金がダウンしています。この影響を受けて、とりわけ、最低賃金近傍で働く非正規労働者の生活は、安定した生活とは程遠い状態に置かれています。非正規労働者の多くが「主たる生計維持者」になっていること等を考えると、今回の答申は低賃金労働者の生活の向上につながると到底思えません。また、日本の最低賃金は世界の先進国と比べても著し



く低額で、とても先進国とは言えない状況にあり、「どこでもだれでも今すぐ1,500円」の要求は喫緊の課題と言えます。

2 本年は、A.Bランクが63円、Cランクが64円の引き上げとなりました。しかし、格差の解消には程遠い金額と言わざるを得ません。昨年は、東北・四国・九州など27の地方最低賃金審議会で目安を上回る改定額を答申しました。今年も9月4日、47都道府県の改定額が出そろいました。39の道府県で、中央の引き上げ額の目安を上回っています。しかし、静岡県は目安どおりの答申で、隣県との格差はそのままです。目安を超える改定額が相次ぐ背景には、都市部への人材流出の懸念があるのは明らかです。人材流出を抑えるためには、最低賃金全国一律制度の実現を速やかに行うべきです。

3 地方最低賃金審議会及び専門部会の公開については、2024 年度に開催された地方最低賃金審議会の公開状況は、前年度に比べて公開度は増しています。

静岡県では、2024 年 3 月 18 日に開催された第 390 回地方最低賃金審議会において、畑会長が次年度の審議会で公開について議論の検討を要望しました。しかし、2024 年 6 月 18 日に開催された審議会に先立って、事務局が労使各側の委員に意見を伺ったことで、審議会の本審で何ら議論することなく「非公開」が決まりました。

2025 年 7 月 18 日に開催された本年度最初の第 396 回静岡地方最低賃金審議会でも、「公開」について議題になることなく、引き上げ額を議論する専門部会と審議会が非公開で開催されました。

わたしたちは地方審議会の中でどのような議論を経て、静岡県の最低賃金が 1097 円という低額で決まったのかを「知る権利」があります。しかし、「非公開」で行われたことで「知る権利」が侵害されました。静岡地方審議会が、引き続きブラックボックスの中での審議となったことに対して抗議するとともに、非公開にしないと率直な発言ができない労・使委員は全員辞任すべきです。

4 都道府県別の最低賃金を決める地方最低賃金審議会で、中央の目安額に上積みを図る地域が広がる一方で、改定額の発効日を大幅に遅延させるケースが相次いでいます。最賃額全国最下位の秋田県は、目安に 16 円上積みし 80 円引き上げとしましたが、発効日は来年の 3 月 31 日としました。10 月 3 日発効の東京都から半年遅れとなり、年収では 26 万円以上の格差となります。静岡県においても一か月の遅れで格差が生じます。「準備期間」を理由に発効日を遅らせることは、一方的に労働者に不利益を押しつけるものです。

10 月から賃金が上がることを期待する最賃近傍の低賃金で働く多数の労働者は、生活の目途を失います。最低賃金はいまや生存権そのものにかかわるものです。2021 年以来、物価が上がり続け、実質賃金は下がり続けています。生活のゆとりがない低賃金労働者は生活費や食費を削り、かろうじて生存を維持する状況に陥っています。労働者は一日も早い最低賃金引き上げを強く望んでいます。

以上

2025 年 9 月 10 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県労働組
議 長 菊

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、静岡労働局長に対して 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める 1,500 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020 年代に 1,500 円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年 93 円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097 円の最低賃金では、1 日 8 時間で 22 日間働いても 193,072 円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1097 円の最低賃金とは 807 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県（1,225 円）愛知県（1,140 円）も 63 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円（月 150 時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安では A・B ランクより C ランクの目安額を 1 円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田 16 円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025 年 9 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡自治体労働組合総連合会
執行委員長 菊池 仁 様

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

8 月 26 日、静岡地方最低賃金審議会は静岡労働局長に対して、静岡県の 2025 年度の最低賃金現行の 1,034 円から 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。これに対し、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて、地域の自治体・公務公共関係労働者を組織する労働組合として、2025 年の最低賃金の答申について異議を申し立てます。

この答申は、過去最高の引き上げ額ではあるものの、中央最低賃金審議会の目安通りで、私たち静岡自治体労働組合総連合の求める時間額 1,500 円以上にはほど遠く、この間の物価上昇分にも追いつかない額であり、健康で文化的な生活には到底及ばないものです。

私たちが今年 7 月に行った「静岡県最低生計費試算」の結果によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円で、時給に換算すると 1,904 円となり、答申の 1,097 円とは 807 円もの差が生じています。憲法第 25 条や最低賃金法が保障する「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するためには、ただちに「時間額 1,500 円以上」にするとともに、さらに改善させていく必要があります。

これは、自治体・公務公共関係労働者においても同様です。いま自治体・公務公共関係職場では、最低賃金近傍で働く非正規労働者が多く、収入が低いため日々の生活にも困難を余儀なくされる実態があります。自治体・公務公共関係労働者は、地域経済において大きなウェイトを占めているため、最低賃金を大幅に引き上げて自治体・公務公共関係労働者の賃金改善を喚起することが、地域経済にとってプラスの影響を与えることになります。

全国の最低賃金審議会の状況を見ても、8 割を超える 39 道府県で目安額を上回る答申が行われ、C ランクだけでなく A、B ランク地域にも広がっています。これは、首都圏や大都市への人口流出の大きな要因が地域間の賃金格差にあり、そのことに各道府県が大きな危機感を年々強めていることの表れです。静岡県は首都圏と愛知県に挟まれ、人口流出が著しい地域であり、本来であれば静岡県の最低賃金は目安を大きく上回り、賃金格差を縮小していく役割をはたすべきですが、静岡県の答申はその役割をはたしていません。

しかも、静岡地方最低賃金審議会は今年も一部の審議公開のみにとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかったうえ、最低賃金改定の影響を最も直接的に受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しませんでした。また、労働者の代表であるわたしたち労働組合の要請だけでなく、静岡県知事が中央最低賃金審議会の目安以上への引き上げを初めて要請したことさえ拒否して、目安どおりに決定したものであり、きわめて不誠実な対応と言わざるを得ません。

現在の状況をふまえれば、物価上昇を上回る賃上げと地域間格差の解消をはかるため、静岡地方最低賃金審議会として、中央の目安を上回る答申を行うことはもちろん、科学的根拠のもとに示された最低生計費に基づいて、最低賃金の大幅な引き上げを答申すべきです。

以上のことから、要請書をはじめとした意見をふまえ、審議会を公開したうえで、再度、真摯な議論を行い、答申額を見直すことを求めます。

以上



2025 年 9 月 10 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様



ユーコープ労働組合
中央執行委員長

2025 年度静岡県最低賃金の 改正額答申に対する異議申し出書

「静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありましたので、下記のとおり異議の申し出を行います。

記

1. 静岡県の最低賃金を時間額 1,097 円とすることに不服を申し立て、最低賃金額の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めます。
2. 県内労働者の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めます。

【 理 由 】

今回の改定額は過去最高の額であり、そのこと自体は評価しますが、現在の日本の時給は現実社会とかけ離れています。世界情勢も鑑みると、現在の急激な物価上昇はそのまま定着する可能性が極めて高く、大幅な最低賃金の引き上げがなくては国民生活の根本的な改善には直結しません。静岡県労働組合評議会が今年 6 月実施した静岡県における「最低生計費試算調査バージョンアップ」の結果では、25 歳男性の場合、時給に換算すると 1,904 円が必要ということが提示されています。また、この数値は各都道府県で大きな変わりはないという結果も出ています。したがって、私たちは全国一律最低賃金制度導入と今すぐに時給 1,500 円以上とする改定が必要だと考えます。

一方で、ここ数年の加速度的な最低賃金の改定額は中小企業の経営に大きな影響を及ぼしています。中小企業の経営が厳しいのは、日本国内の企業間における優越的地位を利用した商習慣や急激な数十年賃金を低く抑える政策をすすめてきたことに対する反動です。日本の 90%を超える中小企業を支え、労働者の雇用を守るためにも、中小企業支援策の拡充が必要です。

私たちの働く職場である「生活協同組合ユーコープ」は、2013 年 3 月、静岡県、神奈川県、山梨県の 3 県の生協が合同して誕生しました。正規職員の人事賃金制度は 3 県統一ですが、パート職員については、雇用区分は 3 県で統一したものの、基本時給は県ごとに異なります。現在、パート職員の基本時給は、神奈川県 1,212 円、静岡県は 1,118 円、山梨県は 1,098

円と最大で 114 円の県別格差があります。私たちはこれまで、「3 県のパート職員の基本時給を 1,500 円に統一せよ」との要求を掲げ、団体交渉に取り組んできました。団体交渉では、パート労組員から「どの県で働いてもお店のレジ作業に違いはない。トラックでの配送の仕事内容も同じ。時給も同じでないと納得がいかない」「取り扱う商品の値段は 3 県どこでも同じ、提供するサービスも同じなのに、時給が違うのはおかしい」という発言がたくさん出されます。使用者側はこれまで、基本時給に県別格差を設ける根拠として 3 県の最低賃金額の違いを挙げてきましたが、時給の格差が広がることは望ましくないとして、最大 125 円であった県別格差を 114 円に縮小しました。また、「県別格差の解消は重点課題であり、少なくともこれ以上格差は広げない」と表明しています。同じ仕事をしていながら、県が違うために時給が違うという職場は、私たちの生協の職場以外にもたくさんあるはずです。私たちは、制度そのものを全国一律最低賃金制に改めるべきだと考えています。同時に、法改正を待たずに県別格差の是正をすすめていくことが必要だと考えます。

静岡県は隣接する神奈川県、愛知県に対し最低賃金が下回っています。特に神奈川県との差は現状 128 円と大きな開きがあります。静岡県の 2024 年の転出超過数は、全国 47 都道府県中、4 番目に多い 7,271 人です。このデータからも最低賃金が高く「稼げる」首都圏などへ若年層を中心に流出していることは明らかです。このままでは県内の労働者は減少し続け、人材不足はより深刻な問題になることが考えられます。静岡県の未来のためにも最低賃金は全国一律とした制度とし、地域間格差を是正することを強く求めます。

以上のことを理由として、静岡県の最低賃金の引上げに更なるご尽力を要請します。

また、県民の思いが届き、透明性のある審議運営としていくためにも静岡地方最低賃金審議会を「全面公開」とすることを求めます。

以上

2025 年 9 月 1 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国福祉保育労働組合 静岡地
執行委員長 長谷川

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、静岡労働局長に対して 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める 1,500 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020 年代に 1,500 円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年 93 円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097 円の最低賃金では、1 日 8 時間で 22 日間働いても 193,072 円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,097 円の最低賃金とは 807 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県（1,225 円）愛知県（1,140 円）も 63 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円（月 150 時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安では A・B ランクより C ランクの目安額を 1 円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田 16 円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025 年 8 月 28 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連合会
交総連静岡地連)
委員長 松下 靖史

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、2025 年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおり 63 円引き上げ、現行の時間額 1,034 円を 1,097 円とする旨を静岡労働局長に答申しました。これに対し、地域のタクシー労働者を代表する労働組合として、以下の理由により正式に異議を申し立てます。

第一に、現在も続く資源価格の高騰、物価上昇、円安などにより地域経済は深刻な疲弊状態にあります。こうした状況下においては、最低賃金の大幅な引き上げによる生活基盤の底上げが強く求められています。しかしながら、今回の答申額は、私たちが一貫して求めてきた「時間額 1,500 円以上」には遠く及ばず、政府が掲げる「2020 年代に 1,500 円を実現する」という目標にも到達しない水準であり、極めて不十分と言わざるを得ません。

第二に、静岡県労働組合評議会が本年実施した「静岡県最低生計費試算調査」によれば、静岡市に居住する 25 歳単身男性が最低限の生活を営むために必要な月額額は 285,596 円であり、これを時給に換算すると 1,904 円となります。今回答申された 1,097 円との差額は 807 円に及び、最低賃金が生活実態と著しく乖離していることが明らかです。健康で文化的な生活を営むには到底及ばない水準であり、最低賃金制度の趣旨に照らしても看過できません。

第三に、今回の改定額は中央審議会の目安額に忠実に従ったものであり、隣接する神奈川県および愛知県も同様に 63 円の引き上げとなっています。この結果、地域間の賃金格差は一層拡大することが懸念されます。私たちは、静岡県民の首都圏等への流出の主因が賃金格差にあることを繰り返し訴えてきましたが、今回の答申ではその是正に向けた姿勢が見られず、状況の悪化を招く恐れがあります。静岡県においても人口減少に歯止めをかけるためには、目安額を上回る積極的な答申が必要です。

第四に、人手不足や物価高騰により中小企業の経営環境は依然として厳しく、最低賃金の引き上げと中小企業への支援は不可分の課題です。静岡地方最低賃金審議会として、中小企業支援策に関する具体的な提言を取りまとめ、厚生労働大臣に提出するなど、実効性ある施策の実現に向けた取り組みを強く求めます。

以上の理由により、私たちは再度、要請書をはじめとする意見を十分に踏まえたうえで、答申額の見直しを強く要請します。よって、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づき、正式に異議を申し立てるものです。

以上



2025 年 9 月 10 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

J M I T U 通信産業本部 静
執行委員長 榊原

2025 年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、静岡労働局長に対して 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める 1,500 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020 年代に 1,500 円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年 93 円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097 円の最低賃金では、1 日 8 時間で 22 日間働いても 193,072 円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年（2025 年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1097 円の最低賃金とは 807 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県（1,225 円）愛知県（1,140 円）も 63 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円（月 150 時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安では A・B ランクより C ランクの目安額を 1 円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田 16 円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025 年 9 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック
代表 松井 美智子

異 議 申 立 書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、2025 年度の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安額どおりの 63 円引上げ、現行の時間給 1034 円から 1097 円とする旨、静岡労働局長に答申しました。これに対し、金融職場の労働組合として異議を申し立てます。

正規の職員の賃上げがされる中で、時給で働く労働者にとって最低賃金の大幅な引上げは切実な要求です。最低賃金の目安額の引き上げ額が過去最高となっていますが、63 円の引上げでは先の見えない物価上昇を補える金額には届きません。

金融の職場では窓口や内部事務などを担うのは 4 割近くを占める非正規労働者です。処遇面での諸制度は改善されても非正規労働者の賃金は正規職員と大きな格差があります。

上乗せ額の最大 18 円の熊本県をはじめ、今年は、39 道府県で目安額へ上乗せする改定額が出され地域間格差是正がされています。人口流出や物価高騰が続く中で、地域格差をなくしていくことへの引上げです。しかし、静岡地方最低賃金審議会は目安どおりの引上げとしました。B・Cランクで上乗せ額がないのは静岡・滋賀・長野だけです。隣県の神奈川、愛知も同額の引上げとなり、地域間格差が縮まらず、さらなる人口流出が懸念されます。

これでは、労働者の要求には届かず納得の行くものではありません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議が一部しか公開されず、労働者の生活実態を聞く事ができる意見陳述を採用しなかったことは、不誠実な対応と言えます。審議会の公開と私たちの生活実態を聞いていただく場を求めます。

現在の物価高騰をカバーできる引上げ額が必要です。時給で働く労働者でも普通に働けば普通に暮らせる賃金が必要です。答申額を見直すことを要請します。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申し立てます。



2025 年 9 月 8 日

ローカルユニオン静岡

執行委員長 河合利

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 7 年度静岡地方最低賃金答申に対する異議申出書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

貴審議会は 8 月 26 日、静岡県の最低賃金を時間額 1,097 円とする答申を行いました。この答申に対して異議申出書を提出いたします。

畑会長はこの最低賃金を決めるにあたり、「労働者の生活費への影響を最も重視した」と述べています。今だに留まるところ知らない物価高騰に対し、労働者の賃金は物価高騰に見合うだけの引き上げには届いておらず、会長のおっしゃるように「生活費」を重視したのであれば、中央最低賃金審議会の目安どおりの 63 円の引き上げでは到底間に合いません。

そもそも、中央最低賃金審議会の示した時間額 63 円（C ランクは 64 円）の引き上げは、全県で最低賃金が 1,000 円を超えるための引き上げ額です。労働者の生活実態を考慮したものではありません。単に 1,000 円を超えればよいというならば、昨年ようやく 1,000 円を超えた静岡県の最低賃金は十分だったのでしょうか？物価高騰により生活は更に苦しくなり、「1,000 円超えたからいいってもものでもないよね」という声をききます。普通に働いて普通に生活するにはまだまだ足りないのが実態です。最低生計費試算調査によれば、最低生計費（25 歳単身男性）は 1,700 円～1,900 円と試算されています。1,097 円ではまだまだ足りないのです。

また、政府は 2029 年までに最低賃金を平均 1,500 円とすることを目標としています。しかし、今年の引き上げ率では、間に合いません。来年からスピードを上げて引き上げなくてはなりません。この点も加味したうえで、中央最低賃金審議会の目安を「是」としているのでしょうか？もっとも、平均 1,500 円は加重平均ですから、全国平均が 1,500 円になったとしても、静岡県は 1,500 円には到達しません。

この 10 年来、静岡地方最低賃金審議会の審議では、中央最低賃金審議会の目安額を上回る答申が出たことはありません。各県ごとに、地方の特徴を加味した審議を行うための地方最低賃金審議会ですが、静岡では他県と異なり、中央最低賃金審議会の目安を上回る答申が出ていません。昨年は 27 県で目安を上回



る答申を行いました。今年は、すでに昨年以上の最賃を上回る答申が各県で出ています。これは明らかに生活の困難さを鑑みた最低賃金の引き上げが審議されたものです。静岡県とて、状況は同じです。

県外では、県や市が最低賃金審議会に申し入れをしたり、意見書を提出したりと積極的に関与しています。最低賃金引き上げのための中小企業支援施策を実現させるためには、県や市との具体的なやり取りが支援の実現に大きな役割を果たすものと考えます。国に対し支援策の要請をするとともに、使える支援策にするために、県や市に具体的支援を求めるのも地方最低賃金審議会の役割だと考えます。ぜひ、具体的に動いてください。

今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為に、実効性のある中小企業支援を求めます。そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。

最低賃金を「働いたら暮らせる賃金」とするためにも、最低賃金の大幅引き上げを求めるとともに、中小企業視線策の具体化を求めます。

以上

2025 年 9 月 1 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方
執行委員長 若原 淳一

2025年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、静岡労働局長に対して 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める 1,500 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020 年代に 1,500 円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年 93 円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097 円の最低賃金では、1日 8 時間で 22 日間働いても 193,072 円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年(2025 年)行った「静岡県最低生計費試算調査」(バージョンアップ)によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1,097 円の最低賃金とは 807 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県(1,225 円)愛知県(1,140 円)も 63 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円(月 150 時間)となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安では A・B ランクより C ランクの目安額を 1 円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし……自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田 16 円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025 年 9 月 1 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

国鉄労働組合 静岡地方本部 静岡浜松
執行委員長 柴田 研悦

2025年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 26 日、静岡労働局長に対して 63 円引き上げて 1,097 円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める 1,500 円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020 年代に 1,500 円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年 93 円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097 円の最低賃金では、1日 8 時間で 22 日間働いても 193,072 円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年(2025 年)行った「静岡県最低生計費試算調査」(バージョンアップ)によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 285,596 円時給にすると 1,904 円となり、1097 円の最低賃金とは 807 円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県(1,225 円)愛知県(1,140 円)も 63 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円(月 150 時間)となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安では A・B ランクより C ランクの目安額を 1 円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし…自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田 16 円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025年9月9日

静岡労働局長 國分 一行様

静岡地区労働組合連合会
議長 松川 功

2025 年度静岡地方最低賃金改正決定異議申出書

8月26日、静岡地方最低賃金審議会は静岡労働局長に対して静岡地方最低賃金を昨年より63円引き上げ、時間給1,097円の答申をしました。私たちは、次の点からこの決定について異議の申し出をします。

今回の決定最低賃金額は、食料品などの物価高騰による労働者のくらしの困難解消の水準になっていません。時間給1,097円では、1日8時間22日労働で月193千円程度（税込）です。私たちが今年行った「静岡県最低生計費試算調査」では静岡市に住む25歳単身男性の最低生計費は月額285,596円で、時間給に換算すると1,904円になります。今回の改定額は、あまりにも低く、最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定」になっていません。さらに今回の決定額は、東京都や神奈川県、愛知県との賃金格差も縮まらず、若者などの人口流出の要因の解消の一步にもなっていません。私たちは、静岡地方最低賃金を今すぐ1,500円以上と要求しています。改めて答申額の引き上げ・見直しを訴えます。

最低賃金引き上げにともなう「強い要望」として、中小企業・小規模事業者に対する確実な価格転嫁の強化などが出されたことは事業者の要求に沿ったものだの評価しますが、この「要望」に「社会保険料の減免措置」を盛り込むことを求めます。

改正決定の審議についても一言申し上げます。今年も最低賃金審議の一部のみの公開にとどまり、私たちの仲間の意見陳述の機会もありませんでした。全国では審議の全面公開、意見陳述が当たり前になっています。審議内容の公開、意見陳述の機会を設けることを強く望みます。

以上、改正決定異議の申し出をおこないます。



静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

静岡県西部地区労働組合連
議長 堀内 慶一

2025年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。

静岡地方最低賃金審議会は8月26日、静岡労働局長に対して63円引き上げて1,097円とする答申を行いました。中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げですが、私たちの求める1,500円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げで、不十分な額です。

政府が目標としている「2020年代に1,500円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年93円程度の引き上げが必要です。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、納得できません。1,097円の最低賃金では、1日8時間で22日間働いても193,072円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年（2025年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市25歳男性単身世帯で必要となる月額額は285,596円時給にすると1,904円となり、1,097円の最低賃金とは807円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県（1,225円）、愛知県（1,140円）も63円の引き上げとなり、格差は改定前と変わりません。神奈川県との差額は月額で19,200円（月150時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっています。

このことから、今こそ全国一律最低賃金制度が求められています。中央最低賃金審議会からの目安ではA・BランクよりCランクの目安額を1円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会です。秋田県の16円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡県の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみの公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しませんでした。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えると、不誠実な対応と言わざるを得ません。

また、最賃の発効日を11月1日として例年より1カ月遅らせることは遺憾です。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえた上で、答申額を見直すことが必要であることを訴えます。



2025 年 9 月 1 日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

藤枝地区労働組合センター
議長 橋本 純



2025年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は8月26日、静岡労働局長に対して63円引き上げて1,097円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める1,500円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。物価高による今まで以上の消費生活の困難が解消されないため、労働者の生活は厳しく、私たちが主張する1,500円への引き上げを強く求めます。

政府が目標としている「2020年代に1,500円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年93円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097円の最低賃金では、1日8時間で22日間働いても193,072円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年(2025年)行った「静岡県最低生計費試算調査」(バージョンアップ)によると、静岡市25歳男性単身世帯で必要となる月額額は285,596円時給にすると1,904円となり、1097円の最低賃金とは807円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県(1,225円)愛知県(1,140円)も63円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で19,200円(月150時間)となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安ではA・BランクよりCランクの目安額を1円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった、事実目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田16円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025 年 9 月 8 日

静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連

代表幹事 菊池

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 7 年度静岡地方最低賃金の答申に対する異議申出書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

貴審議会は 8 月 26 日、静岡県の最低賃金を時間額 1,097 円とする答申を行いました。この答申に対して異議申出書を提出いたします。

畑会長はこの最低賃金を決めるにあたり、「労働者の生活費への影響を最も重視した」と述べています。今だに留まるところ知らない物価高騰に対し、労働者の賃金は物価高騰に見合うだけの引き上げには届いておらず、会長のおっしゃるように「生活費」を重視したのであれば、中央最低賃金審議会の目安どおりの 63 円の引き上げでは到底間に合いません。

この 10 年来、静岡地方最低賃金審議会の審議では、中央最低賃金審議会の目安額を上回る答申が出たことはありません。各県ごとに、地方の特徴を加味した審議を行うための地方最低賃金審議会ですが、静岡では他県と異なり、中央最低賃金審議会の目安を上回る答申が出ていません。昨年は 27 県で目安を上回る答申を行いました。今年は、すでに昨年以上の最賃を上回る答申が各県で出ています。これは明らかに生活の困難さを鑑みた最低賃金の引き上げが審議されたものです。静岡県とて、状況は同じです。

そもそも、中央最低賃金審議会の示した時間額 63 円（C ランクは 64 円）の引き上げは、全県で最低賃金が 1,000 円を超えるための引き上げ額です。労働者の生活実態を考慮したものではありません。単に 1,000 円を超えればよいというならば、昨年ようやく 1,000 円を超えた静岡県の最低賃金は十分だったのでしょいか？物価高騰により生活は更に苦しくなり、「1,000 円超えたからいいってもものでもないよね」という声をききます。普通に働いて普通に生活するにはまだまだ足りないのが実態です。最低生計費試算調査によれば、最低生計費（25 歳単身男性）は 1,700 円～1,900 円と試算されています。1,097 円ではまだまだ足りないのです。

また、政府は 2029 年までに最低賃金を平均 1,500 円とすることを目標としています。しかし、今年の引き上げ率では、間に合いません。来年からスピードを上げて引き上げなくてはなりません。この点も加味したうえで、中央最低賃金審議会の目安を「是」としているのでしょうか？もっとも、平均 1,500 円は



加重平均ですから、全国平均が 1,500 円になったとしても、静岡県は 1,500 円には到達しません。

最低賃金は「働いたら暮らせる賃金」でなくてはなりません。必要なものを買うこともできず、買い控えをしなければならないような、「働いても暮らせない賃金」では労働者の労働意欲の低下をもたらし、産業効率の上昇も見込めません。社会不安も増大します。社会の安定のためにも、最低賃金の大幅引き上げは日本社会にとって最重要課題と考えます。

最低賃金を「働いたら暮らせる賃金」とするためにも、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

今年の特徴として、県外では、県や市が最低賃金審議会に申し入れをしたり、意見書を提出したりと積極的に関与しています。静岡県にも担当部署に積極的に最低賃金審議に係ることを要請しましたが、県や市との懇談や聞き取り等はあったのでしょうか？最低賃金引き上げのための中小企業支援施策を実現させるためには、県や市との具体的なやり取りが支援の実現に大きな役割を果たすものと考えます。国に対し支援策の要請をするとともに、使える支援策にするために、県や市に具体的支援を求めるのも地方最低賃金審議会の役割だと考えます。ぜひ、具体的に動いてください。

今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為に、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

経済格差の広がりはずっと拡大し、物価高騰にも追い付かない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。

最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

2025年9月9日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全日本年金者組合静岡県本部
委員長 塚平 様

2025年度静岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

静岡地方最低賃金審議会は8月26日、静岡労働局長に対して63円引き上げて1,097円とする答申を行いました。この答申は、中央最低賃金審議会の目安通りの引上げ額で、過去最高の引き上げではあるが、私たちの求める1,500円以上には程遠く、物価上昇分にも追いつかない引き上げ額です。

政府が目標としている「2020年代に1,500円を実現する」には、静岡県の最低賃金を毎年93円程度の引き上げが必要である。しかし、政府の目標すら実施できない引き上げ額は、極めて不満である。1,097円の最低賃金では、1日8時間で22日間働いても193,072円にしかならず、健康で文化的な生活を送るには、到底及ばないものです。

私たちが今年（2025年）行った「静岡県最低生計費試算調査」（バージョンアップ）によると、静岡市25歳男性単身世帯で必要となる月額額は285,596円時給にすると1,904円となり、1097円の最低賃金とは807円もの差が生じています。

今回、静岡県の両隣の神奈川県（1,225円）愛知県（1,140円）も63円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で19,200円（月150時間）となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。中央最低賃金審議会からの目安ではA・BランクよりCランクの目安額を1円上回る目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正する絶好の機会であった。事実、目安額を上回る答申が相次いでいる。秋田16円を筆頭に多くの県で目安以上の引き上げ額の答申が出される中で、静岡の目安どおりという答申は受け入れることはできません。

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ません。

再度、異議申出書をはじめとした意見を踏まえたうえで答申額を見直すことが必要であることを訴えます。

なお、年金受給者の立場から、一言いえば、老齢厚生年金受給額の平均は147,360円（令和5年度）であり、65歳以上の高齢者の約3,600万人の内、900万人は、年金が少ないことから、働かざるを得ない状況です。その多くは、非正規労働者で最低賃金で働いています。

又、令和7年度の年金の引上げは、令和6年度の物価上昇が2.7%に対して、賃金引き上げは2.3%の為、低い賃金を基準とし、その上、マクロ経済スライド0.4%が発動され、1.9%の引上げでした。全日本年金者組合は、物価を上まわる年金改定を要求していますが、年金の引上げは、物価と賃金の低い方を基準としているため、物価を上まわる賃金の引き上げは、絶対必要です。以上のような理由により、今回の答申について、静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示にもとづいて異議を申出ます。



2025年9月10日

静岡労働局長 様

静岡地方最低賃金審議会会長 様

新日本婦人の会静岡県本部

会長 田中嶋 直子

2025年度静岡地方最低賃金審議会への異議申立書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たち新日本婦人の会は、「生活の向上、女性の権利、子どものしあわせのために力をあわせます」を会の目的のひとつにしている国連 NGO 団体です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、異議申し立てをします。

静岡地方最低賃金審議会は8月26日、2025年度の最低賃金を中央最低審議会の目安額どおり63円引き上げ、現行の時間額1,034円から時間額1,097円とする旨、静岡労働局長に答申しました。

この間続いている資源高や物価高、円安などで地域経済が疲弊し、最低賃金の大幅な引き上げによる経済の底上げが求められているにもかかわらず、私たちが求めてきた「時間額1,500円以上」にはほど遠いものです。これでは地域間格差も解消されず、人口流出に歯止めはかかりません。経済の立て直しのためにも、私たちの消費力を伸ばすために、今賃金の引き上げが必要です。

労働者の賃金の基本となるものが最低賃金です。この賃金を割って働かせてはいけないという最低賃金は、働く者全てに適用されます。低賃金不安定雇用の非正規労働者が増大している日本社会においては、最低賃金を大幅に引き上げることは命綱となります。

物価高で生活苦となっている今年こそ、静岡県の最低賃金の大幅引き上げの積極的な審議をしていただくようお願いします。

